

平成 21 年第 3 回臨時
夕張市議会会議録
平成 21 年 5 月 26 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議案第 1 号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第 2 号 財産の取得について
- 第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めること
について
- 第 5 報告第 2 号 専決処分の承認を求めること
について
- 第 6 報告第 3 号 専決処分の承認を求めること
について
- 第 7 報告第 4 号 専決処分の承認を求めること
について
- 第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について

◎出席議員 (9 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
山 本 勝 昭 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
新 山 純 一 君
加 藤 喜 和 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

- 事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。
- 議長 山本勝昭君 ただいまから平成 21 年第 3
回臨時夕張市議会を開会いたします。
- 議長 山本勝昭君 本日の出席議員は 9 名、全

員であります。

- 議長 山本勝昭君 これより、本日の会議を開
きます。

- 議長 山本勝昭君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により

島田議員

角田議員

を指名いたします。

- 議長 山本勝昭君 日程に入ります前に、事務
局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります
が、地方自治法第 121 条の規定に基づき、議長の求めに
応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の
職氏名は、お手元に配付してありますプリントのと
おりであります。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 藤 倉 肇 君

教育委員会委員長

小 林 尚 文 君

監査委員 松 倉 紀 昭 君

- ◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 羽 柴 和 寛 君

理事 関 下 祐 二 君

地域再生推進室長

石 原 秀 二 君

地域再生推進室総括主幹

芝 木 誠 二 君

地域再生推進室主幹兼総務課主幹

河 内 能 宏 君

地域再生推進室主幹

中 港 康 裕 君

地域再生推進室主幹

千 葉 敬 司 君
地域再生推進室主幹
高 野 瑞 洋 君
総務課長 寺 江 和 俊 君
総務課総括主幹 三 浦 護 君
総務課主幹 佐 藤 喜 樹 君
総務課主幹 近 野 正 樹 君
総務課主幹 三 羽 昭 夫 君
建設課長 細 川 孝 司 君
建設課総括主幹 小 林 正 典 君
建設課主幹 朝 日 敏 光 君
建設課主幹 熊 谷 修 君
建設課主幹兼地域再生推進室主幹
佐 藤 学 君
建設課主幹 成 田 裕 幸 君
建設課主幹 服 部 勝 雄 君
建設課主幹 谷 川 浩 君
市民課長 天 野 隆 明 君
市民課総括主幹 木 村 卓 也 君
市民課主幹 小 松 政 博 君
南支所長 上 木 和 正 君
市民課主幹 千 葉 葉津乃 君
福祉課長兼福祉事務所長
池 下 充 君
福祉課総括主幹 吉 崎 仁 司 君
福祉課主幹 濱 中 昌 一 君
出納室長 熊 谷 禎 子 君
消防長兼消防次長
鷲 見 英 夫 君
消防署長 増 井 佳 紀 君
消防本部管理課長

田 中 義 信 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

教育委員 安 藤 政 子 君
教育長 小 林 信 男 君
教育課長 秋 葉 政 博 君
教育課総括主幹 池 田 伸 君

教育課主幹 古 村 賢 一 君
教育課主幹 松 本 邦 由 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 大 島 琢 美 君

主査 辻 一 郎 君

●議長 山本勝昭君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 山本勝昭君 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

正木委員長。

●正木邦明君（登壇） ただいまから、第 3 回臨時市議会の運営に関し、先に議会運営委員会を開催し協議した結果についてご報告申し上げます。

まず、本臨時市議会の付議案件についてであります。当初、議案 1 件、報告 4 件でありましたが、その後、財産の取得に関する議案 1 件と専決処分に関する報告 1 件が追加されましたので、合計 7 件となったものであります。

次に、案件の取り扱い並びに会期についてありますが、付議案件はいずれも即決することとし、会期は本日 1 日間と決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日 1 日間と決定して、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

●議長 山本勝昭君 日程第 2、議案第 1 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 1 号工事請負契約の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 22 年 4 月の中学校統合に向けて本年度着工の夕張市立清水沢中学校大規模改造事業のうち、校舎本体建設工事の請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

高橋議員。

●高橋一太君 議案第 1 号のただいま提案説明ありました工事請負の契約の締結についての件でありますけれども、これは中学校改造工事に伴いましての建築工事ということでありまして、今回、契約金額見ますと、これ 2 億 6,000 万ですから、いわゆる議会の議決をするとなりますと 1 億 5,000 万以上のものでありますから、そのほかの部分については逆にそれ以下だったのかなというふうに当然予想されます。

その中で、以前これ委員会の中でですね、今回の工事についてのいろいろ、校舎ですとか屋内体育館、またその他ということで大きく三つに分けていて、その中でも、校舎の中でも大規模改造工事ですとか、あるいは電気設備工事、あるいは衛生の設備工事等々含めてですね、いろいろと中身が分かれていますと思われる。

この部分について、今回その議会の議決部分についてはこの部分で今、説明受けるとおりこれから議決していくんですけども、そのほかのですね、この辺の今回の大規模改造事業についての例えば直近の委員会、5 月 18 日も委員会ありましたけども、このあたりでも全然その工事概要についての中身がまっ

たく説明されていないんですね。

これは教育委員会なのか建設課なのか、どちらのほうからの報告事項とは別としても、この辺をもう少しちょっと今回この臨時会の中で説明をまず受けていければと思っておりますので、これはどちらからの報告になるかは別といたしまして、このあたりちょっと質問していきたいと思っておりますので、お願いします。

●議長 山本勝昭君 どちらからしますか。

教育課長。

●教育課長 秋葉政博君 ただいまのご質問にお答えいたします。

清水沢中学校の大規模改造事業につきましては、今、議員がおっしゃったとおり、清水沢中学校の校舎本体の改修工事、それから屋内体育館の改修工事、それに付随いたします暖房衛生設備工事、さらには電気設備工事等の工事がございます。

これにつきましてはそれぞれ契約を行っているところですが、今回ご提案を申し上げました校舎本体にかかる工事、この部分が地方自治法 96 条によります金額、1 億 5,000 万を超えているということでご提案を申し上げているところでございます。

●議長 山本勝昭君 高橋議員。

●高橋一太君 それは今、副市長からの提案説明されたとおりの今、報告なんですね。

今聞いているのは、議会の議決を得なければいけない部分の案件についてはこれは今まさに今日出ているものですから、これはわかりました。

ただ、そのほかの部分についてはじゃあ逆にどの場で確認をしていけばいいのかということもあるわけですから、例えば少なくとも先般の委員会あたりでですね、これは教育委員会になるんですか、その辺の案件というのはなぜ出せなかったのと、あとは逆に言うともう一点、入札はこれいつしたんですか。その辺もちょっとお聞きしたかったんですけども、この辺もまったく報告ないんですよ。

その辺も含めてちょっとわかれば。

●議長 山本勝昭君 建設課長。

●建設課長 細川孝司君 大規模改造の入札工事でありますけども、これは5月14日に入札を実施しております。

今の議会の承認案件のみの部分で、今の校舎等の部分、1億5,000万を超えているということで議会承認をいただくということでございます。

その以下の分ですけども、ちょっと手持ち資料がございませんので、取り寄せた中でご報告させていただきたいと思っております。

●議長 山本勝昭君 課長ね、それとあわせて、これ入札の報告もなかったし、それと委員会があったときに報告なかったけども、その辺の経過をなぜ報告されなかったのか。その辺も質されているので。

はい、高橋議員。

●高橋一太君 それと加えてですね、ちょっと今、これから報告をされるんでしょうけれども、今これ見ますと工事期間6月1日からの予定になっていますね。

今日の日をち考えていけば、先ほどの質問とちょっと関連しますが、大規模改修の今、この工事案件についてはこれから議決するからこの中でやり取りですけど、その他の関連する工事関係はじゃあどの場で確認というか、いろいろ協議をしていけばいいんでしょうか。例えば、いろいろ聞きたかった部分も。

それが私思うに、先般の本来であれば委員会あたりで出されてもよかったのではないのかなと。まして、今聞けば14日に入札が終わっているんであればですね、18日に委員会があったわけですから、そのあたりなぜその辺の報告ができなかったのかなという部分がありますので、その部分も含めて、先ほどの関係も含めてですねご答弁をお願いしたいと思います。

●議長 山本勝昭君 どちらから答弁されますか。

それじゃ答弁調整のため・・・。

はい、加藤議員、関連ですか。はい。

●加藤喜和君 ちょっと私の記憶では、本体工事はなくて電気工事、機械工事含めてね、4億7,000

万くらいの予算を組んでいるというふうに記憶していたんですよ。常任委員会で説明あったときに、本体工事の中で4億7,000万くらい。

その中に電気工事だとか機械設備も入っている金額だと思うので、今回は本体工事だけですから、4億7,000万の予算の部分が2億6,000万で落札したということではないんだと思うんですけども、そこらの数字がわからないので私から見ると落札した率が妥当なのかどうかという心配もしておかなきゃならないのかなというふうに思うので、そういう面で本来は1億5,000万以上のものしか議決事項じゃないですから、私どもそれ以外のものは聞ける議会ではないんだと思うんですけど、関連する意味で落札した状況がどうなのかという部分でお聞きしないと、電気機械工事の部分も含めてこの2億6,000万というのを確認しておかなきゃならないのかなと、そんなふうに思ったものですから、私的にはですね、それらも含めてやはり関連することで説明をいただいたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

●議長 山本勝昭君 それではですね、今の高橋議員、それから加藤議員の質問ございましたけれども、そのことを含めながらの答弁調整をさせていただきたいということでございますから、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時48分 再開

●議長 山本勝昭君 それでは会議を再開いたします。

教育課長。

●教育課長 秋葉政博君 お答えいたします。

大規模改造議業の契約につきましては、5月の14日に執行されたところでございます。

その中身につきましては今、この場をお借りしましてご説明をいたします。

まず、中学校本体の改修工事の部分でございます。

予算額が 3 億 967 万 6,500 円、これに対しまして設計額が 3 億 967 万 6,500 円、契約金額が今回お示しをしております 2 億 6,512 万 5,000 円でございます。

次に、大規模改造電気設備工事でございます。これにつきましては、予算額が 9,055 万 2,000 円、設計金額が 9,055 万 2,000 円、契約金額が 8,400 万円となっております。

次に、暖房衛生設備工事でございますが、予算額 8,087 万 1,000 円、設計金額 8,087 万 1,000 円、契約金額が 6,940 万 5,000 円となっております。

次に、屋内体育館の大規模改修工事でございます。予算額が 9,508 万 8,000 円、設計金額が 9,508 万 8,000 円、請負金額が 8,059 万 8,000 円となっております。

次に、屋内体育館の暖房衛生設備その他の工事でございますが、予算額が 2,581 万 9,500 円、設計金額が 2,581 万 9,500 円、請負金額が 2,257 万 5,000 円となっております。

ここまでの工事費の計で、予算額が 6 億 200 万 7,000 円、設計金額が 6 億 200 万 7,000 円、契約金額が 5 億 2,170 万 3,000 円となっております。

これに加えまして、大規模改造工事の実施設計委託、それから工事の管理業務委託がございます。実施設計委託につきましては、予算額が 2,912 万円、設計金額が 2,451 万 6,450 円、契約金額が 1,757 万 9,100 円、管理業務委託につきましては予算額が 1,145 万 1,000 円、設計金額が 940 万 1,700 円、契約金額が 835 万 8,000 円となっております。

これらをすべて合計をいたしますと、予算額で 6 億 4,257 万 8,000 円、設計金額で 6 億 3,592 万 5,150 円、契約金額が 5 億 4,764 万 100 円となっております。

先ほど加藤議員のほうからご質問がありました校舎に係る 4 億 7,200 万という金額でございますが、これは中学校の校舎本体に係る工事費と、それから暖房衛生設備工事、それから電気工事、これを合計したものが校舎の分として 4 億 7,200 万ということでございます。

以上でございます。

●議長 山本勝昭君 よろしいですか。
高橋議員。

●高橋一太君 わかりました。

いずれにしても、詳細について今、示されましたから、それで私先ほど質問したのは、やはりこの部分についてはですね、本来議会の中で議決するものについては今日のこの提案されているものだけでいいんでしょうけれども、ただそのほか関連する、今回は大規模改修に係わる部分ですべていろいろ関連する事業になってくるでしょうし、やはり議会に承認を得ないものにつきましてもですね、やはりこれだけの大掛かりな工事をするものでありましようし、まして今、この中学校に関してはいろいろとやっばりこれからもいろんな部分での協議もしていかなきゃいけないでしょうから、一番の大事な部分のこの本体の改修工事を今まさにやろうとしているわけですから、これは少なくとも委員会等の中ですね、やはり諮っていくべきではなかったろうかという意味合いも含めて今日、質問させていただきまして、その旨含めてですね今後こういった報告をしていただければと思いますので、お願いをいたします。

よろしくどうぞお願いします。

●議長 山本勝昭君 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 3、議案第 2 号財産

の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 議案第 2 号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、市財政再建計画に基づき夕張市土地開発公社が保有しております社光 10 番 2 ほか 10 筆、6 万 5,353.6 平方メートルの公有地で、すでに供用を開始しております土地及び未供用の土地について取得をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 山本勝昭君 日程第 4、報告第 1 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 1 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、平成 20 年度夕張市介護保険事業会計予算におきまして介護給付費国庫負担金の還付に伴い、当該所要経費を計上するための補正予算について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分によって定めたものであります。

なお、本補正は経費の組み替えにより対応したため、1 ページ、第 1 条歳出予算の総額においては変更はありません。

その内容につきましては、4 ページ居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費において総額 522 万 4,000 円を減額し、5 ページ介護給付費国庫負担金過年度過誤納還付金において同額を計上するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 山本勝昭君 日程第 5、報告第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 2 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分によって定めたものであります。

改正の主な内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設、固定資産税における土地の現行負担調整措置の継続、配当・譲渡益に対する軽減税率の 3 年延長、並びに証券税制の見直しにより所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 山本勝昭君 日程第 6、報告第 3 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 3 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、市内鹿の谷 3 丁目に所在の木造住宅 2 棟 4 戸につきまして支援による解体の申し出を受けるに伴い、当該住宅を用途廃止するため夕張市賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分によって定めたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 山本勝昭君 日程第 7、報告第 4 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 4 号専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

本報告は、市内鹿の谷 2 丁目 4 番地に所在の旧北炭鹿ノ谷倶楽部について、先に行われました旧北炭鹿ノ谷倶楽部活用事業者選定委員会の答申を踏まえ、株式会社テクノへの無償譲渡を決定したことに伴い、その財産処分について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分によって定めたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。
加藤議員。

●加藤喜和君 ただいまの専決処分の承認を求めることについてなんですけれども、緊急を要するというので議会を開催する間もなく専決したということは、これまでの経過を含めて理解をするんですけども、基本的なことで一点確認をまずしたいんですが、この議決事項の根拠なんですけれども、自治法の 96 条の中で議決をしなきゃならないということで、今回専決議決が上がったんだと思うんですが、今一度その自治法の根拠のですね、どこの部分で今回議会に確認を求めているのかちょっと確認をしたいんですけど。

●議長 山本勝昭君 再生室長。

●地域再生推進室長 石原秀二君 地方自治法第 96 条 1 項第 6 号でございます。

●議長 山本勝昭君 加藤議員。

●加藤喜和君 確か老人ホームを無償譲渡したときもおそらくこういうことだったと思うんで、それで再度そういう意味で確認をしたいんですけども、いわゆる適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けすること。この場合に議決を必要だと、まあそういうことなんだというふうに思います。

それで、適正な対価があるけれども無償で譲渡す

るんだよという理由があるんだと思うので、いわゆる今までの経過でこれまで鹿鳴館が施設管理してもらっていたけど、老朽化して維持管理が大変だ等々、いろんな条件。土地の部分の条件もいろいろあったと思うんですけども、そういう意味で今一度ですね、これまでも論議はしてきましたけど、議決する段に当たってこれを無償譲渡する、無償貸付けをする、これの確認をですね今一度していきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

●議長 山本勝昭君 市長。

●市長 藤倉 肇君 私のほうからご説明いたします。

鹿鳴館、旧北炭鹿ノ谷倶楽部につきましては、平成 20 年 10 月に指定管理の返上を受けてから、市内外の有識者を集めまして旧北炭鹿ノ谷倶楽部検討委員会を組織し、そのあり方について論議をいたしてまいりました

結果、文化遺産として価値を有する施設として可能な限り建物を保存し、外観、意匠を保存していくということが望ましいという方向性が出されました。

しかし、市側では維持管理の経費を見込めないため、民間に施設の保存活用をお願いすべく、本年 3 月 31 日付けで活用事業者の募集を行い、有識者による選定委員会を経て建物の無償譲渡が決定したところです。

底地につきましては、使途選定委員会の中で建物と周りの景観をも含めた土地を一体となって管理するものであること。その際、土地については市の財産として貸付けを行うことで、建物に勝手なことができないよう制限をかけることにしました。

については、土地貸付けに当たり周囲の自然と調和し、一体となった魅力ある景観を作り、それを活用して市内の集客、交流人口の増加を図るよう制限を付けること、また面積が 2 筆で 9 万 6,000 平米と広大であり、この土地を市に代わり管理維持するには相当な経費と労力が必要であると考えられることから、選定委員会の同様な協議を踏まえて貸付けを無償としたところであります。

以上です。

●議長 山本勝昭君 加藤議員。

●加藤喜和君 私もこれまでの経過からするとですね、市民ができるだけ残してほしい、残していきたい、しかし膨大な施設をどうしていくのかということで、悩んできた結果のことだというふうに思いますので、私も選定委員会なり行政の考え方についてはまったくそのとおりだというふうに思います。

そういう意味では、やはり譲渡してしまうわけですから、今後の譲渡した後の施設の問題、それから土地は貸付けですからその貸付けの土地の分をどういうふうに有効活用するかというのを一定程度お任せするのではないかとというふうに思いますが、契約にも謳っていると思いますが、それなりの条件をつけてですね、あの歴史的な価値を有効的に利用していただくために譲渡をする、貸付けをするということでしょうから、そういう意味を十分踏まえながら行政も今後対応していきたいし、私どもも注視をしていきたいなど、そんなふうに賛成の立場で意見を申し上げたいというふうに思います。

●議長 山本勝昭君 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を結びたいします。

これより討論に入ります

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本件はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれを承認することに決定いたしました。

●議長 山本勝昭君 日程第 8、報告第 5 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

副市長。

●副市長 羽柴和寛君（登壇） 報告第 5 号専決処分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

平成 21 年 4 月 17 日、市内鹿の谷 2 丁目市道鹿の谷 3 丁目線の市における道路維持作業中に水道管を破損する事故が発生し、市の指定管理施設でありますファミリースクールひまわりの受水槽に濁り水が混入したことから、当該施設における飲料水等が一時使用できなくなり、このため、指定管理者において施設利用宿泊者の入浴に際し、他の入浴施設であります市内日吉 14 番地の市指定管理施設ユーパロの湯を利用することで対応したところであります。

本報告は、その際の入浴料金及び送迎等に費用を要したことに対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 山本勝昭君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 山本勝昭君 これをもって第 3 回臨時夕張市議会を閉会いたします。

午前 11 時 11 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 山 本 勝 昭

夕張市議会 議 員 島 田 達 彦

夕張市議会 議 員 角 田 浩 晃